

総務委員会委員長報告書

令和5年12月20日

総務委員会に付託されました議案4件の審査について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第81号「令和5年度流山市一般会計補正予算（第5号）」について申し上げます。本案は、令和6年4月開校予定の市野谷小学校の用地取得に係る経費のほか、保育園等の運営に係る委託料や、障害福祉サービス、生活保護費及び子ども医療費などの扶助費を追加するものです。

また、これに関連する歳入の追加等所要の補正を行うほか、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の変更等を行い、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ33億9,909万1千円を追加し、914億4,528万4千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 1点指摘し、賛成の立場で討論する。

年度末に向けて、必要な経費を盛り込んだ様々な取り組みである他、特別職の職員や市議会議員の給与、報酬の増額分が盛り込まれていないことが確認できたので賛成する。

ただし、指定等文化財保存活用整備事業については、6,257万円の事業が1億円をはるかに超える事業になっている。文化財を守るということは大事なことであると認識しているが、その時々々の社会情勢や市民の生活実感をやはり忘れてはいけないと考える。経費は青天井でなく、各施策とのバランスをもって、改めてゼロベースで見直しをするべきであると指摘する。

2 1点要望し、賛成の立場で討論する。

歳出では、各課においては原油価格・物価高騰による燃料費及び光熱費等の追加がなされ、通学路合同点検等において、対策要望箇所が例年より増加していることから交通安全対策の拡充に努めていることが確認できた。市民サービスや障害福祉サービス等においても、利用者の増加

に伴い、各種事業で的確な対応がなされていることも確認ができ、市民サービスの維持向上に努めていることは評価する。

今後も原油価格・物価高騰に伴う市内事業者並びに市民の経済的負担の軽減が図れるよう財源の確保に努めていただくとともに、健全な財政運営を維持するために必要に応じた事業を実施していただくことにより、更なる市民サービスの向上に尽力いただくことを強く要望する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 8 2 号「流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」、議案第 8 3 号「流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第 8 4 号「流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の以上 3 件は関連がありますことから、一括して審査しました。

議案第 8 2 号は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を勘案し、一般職の職員に係る給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定するものです。

議案第 8 3 号は、常勤の特別職の職員の期末手当の支給月数を改定するものです。

議案第 8 4 号は、流山市議会議員の期末手当の支給月数を改定するものです。

審査の過程における討論として、

1 議案第 8 2 号に賛成、議案第 8 3 号及び議案第 8 4 号に反対の立場で討論する。

議案第 8 2 号については、人事院及び千葉県人事委員会勧告で示されているものを根拠に今回の改正が行われており、市職員、会計年度任用職員等の日々の奮闘を踏まえれば、妥当なものと考えます。

一方で、議案第 8 3 号及び議案第 8 4 号については、厳しい市民生活を考慮すれば、いち早く特別職の職員及び市議会議員の給与、報酬が改善されるということについては、十分な理解が得られないものと考えます。

がありました。

採決の結果、議案第 8 2 号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと、議案第 8 3 号及び議案第 8 4 号については、5 対 1 をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上